

林業者等に対する軽油引取税の免税 《軽油引取税》の概要

1. 特例の対象者及び特例の内容

下表の対象者ごとに下表に示す軽油については、都道府県知事より免税証の交付を受けた場合、軽油引取税が免除されます。

業 種	特例の対象者	特例の内容
林業者等	林業を営む者、前年度の素材生産量が1,000m ³ 以上の素材生産業を営む者	林業又は素材生産業で使用する製材機、集材機、積込機、可搬式チップ製造機の動力源のための軽油
木材加工業者	一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業（集成材製造業を含む）、プレカット製品製造業、パーティクルボード製造業、木材注染業、木材防腐処理業を営む者	事業場内において木材の積卸しに使用するフォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーンの動力源のための軽油
木材市場業者	木材市場（売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場）を開設し経営する事業を営む者	
パーク堆肥製造業者	パーク堆肥製造業を営む者	堆肥の製造工程において使用される機械の動力源のための軽油 堆肥やその原材料の積卸し、運搬に使用するショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等の動力源のための軽油

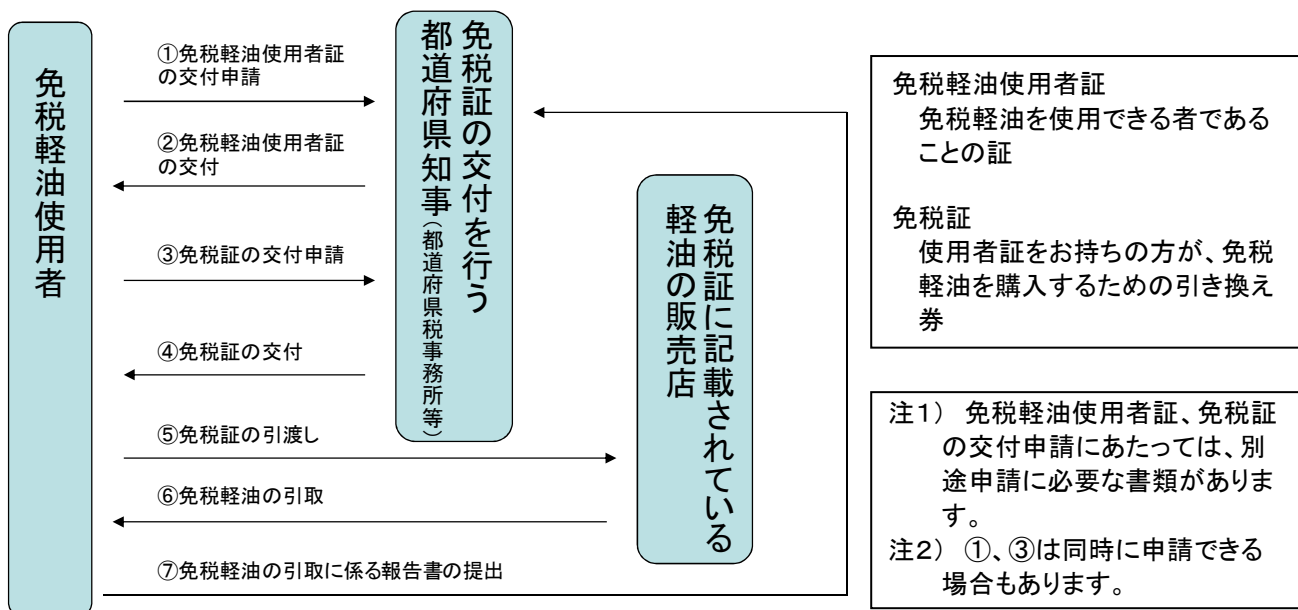
〔特例の効果〕 税率は32.1円1リットルとなっています。

例えば、1,000リットル使用する場合は32,100円の効果となります。

2. 申請手続き等の大まかな流れ

免税軽油を使用するにあたっては、まず、免税軽油使用者証の交付を受け、次に、免税証の交付を受けます。その後、免税証に記載されている軽油の販売店で免税証と引き換えに免税軽油を購入することになります。

また、免税軽油の引取及びその使用については、報告書及び納品書等を提出する義務があります。



※ 実際の手続き等については、都道府県によって異なる場合がありますので、所在地の各都道府県の林務担当部局、税務担当部局にお問い合わせ下さい。